

平成20年 6 月 12日

当社原子力発電所の放射線管理区域内における 年齢を偽った従業員の確認について

当社は、平成20年 6 月 5 日、経済産業省原子力安全・保安院より放射線管理区域内で就労する従業員の管理の徹底に関する指示文書*を受領し、その後、この指示文書にもとづき原子力発電所における従業員の身分の再確認など実態調査を実施しています。（[平成20年 6 月 5 日](#) お知らせ済み）

この調査の中で、本日、当所において年齢を偽って就労していた協力企業の従業員 1 名を確認しましたのでお知らせします。

本件については、福島県民をはじめ広く社会の皆さまにご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

引き続き調査を実施し、実態の把握に努め、6 月 18 日までに調査結果をとりまとめてお知らせします。

以 上

* 指示文書

「放射線管理区域内で就労する従業員の管理の徹底について」

（平成20・06・04原院第2号）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、株式会社東芝から平成20年 6 月 3 日、同社が請け負った東京電力株式会社及び東北電力株式会社の 3 か所の原子力発電所の定期検査において、身分（年齢）を偽った者が放射線管理区域内で就労していた事案の報告を受けました。

本事案の詳細については、今後の労働基準監督署の調査等により明らかになるものと考えますが、放射線管理区域内で就労が禁止されている者が同区域において就労していたことは、被ばく管理上、遺憾です。

今後、かかる事態が再度生じることのないよう、当院は原子力事業者に対し、従業員の被ばく管理、身分の再確認など従業員の管理を徹底することを求めるとともに、下記事項について調査を行い、平成20年 6 月 18 日までに当院あて報告を行うよう求めます。

記

1. 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果
2. 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無